

市立四日市病院 ソーシャルメディア利用のガイドライン

病院敷地内での撮影・録音・録画・インターネット投稿の禁止について

病院の許可なく、以下の行為を行うことを禁止しています。

- ① 病院敷地内での撮影・録音・録画
- ② インターネット上に個人情報や病院内部情報を公開すること

公認アカウントについて

市立四日市病院は、現在、公式（公認）のソーシャルメディアアカウントを開設しておりません。そのため、当院の名称・ロゴ・写真等を用いたソーシャルメディアアカウントが存在する場合、それらは名称等の表示の如何を問わず、当院とは一切関係のないものです。当院に関する公式な情報および見解は、すべて「市立四日市病院 公式ホームページ」を介して発信します。

なお、当院が今後公式アカウントを開設する場合は、本ガイドラインに従い運用し、公認アカウント名を本ガイドラインに明示します。

1. ガイドライン策定の目的

ソーシャルメディアは、非常に優れたツールである一方、発信した情報からトラブルを引き起こし大きな問題に発展してしまうこともあり、プライバシーの保護など利用するにあたって慎重になる必要があります。市立四日市病院は患者の生命と健康を預かる公立の医療機関であり、職員一人ひとりの言動が病院全体、ひいては四日市市に対する信頼に影響を及ぼします。このような背景のもと、当院では、当院に勤務する全ての職員が私的なものを含めソーシャルメディアを適切に利用するための方針として「市立四日市病院ソーシャルメディア利用のガイドライン」を策定いたしました。当院職員は、ソーシャルメディアを使用して情報を発信する際には当ガイドラインを遵守します。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ブログ、X、電子掲示板、動画共有サイト、クチコミサイト等の、ユーザー自身が情報を発信できる、また、相互に情報をやりとりできるインターネット上のメディアです。

3. 市立四日市病院のソーシャルメディア利用に関する基本原則

当院に勤務する職員は、ソーシャルメディアを利用する際、次の各号に上げる内容を遵守することが求められます。万が一、問題が発生し個人が責任を負うような場合は、地方公務員法、就業規則、個人情報保護に関する法令・規程等に則り処罰の対象となります。

- ① 当院の職員という立場で、ソーシャルメディアを利用する場合、地方公務員法（信用失墜行為の禁止・守秘義務等）、就業規則や個人情報保護方針等を必ず遵守します。

- ② 医療機関で勤務する者としての守秘義務に従い、業務上知り得た情報を発信しません。
- ③ 当院の患者さんやご家族、関係者の情報は発信しません。
- ④ 当院の職員および関係者の情報は許可なく発信しません。
- ⑤ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権に関して十分留意します。
- ⑥ 一度発信された情報は不特定多数の方に公開され、完全に削除できないことを理解し、誤解を生むような表現は慎みます。また、発信した内容は、発信者、当院および第三者の評価や評判に大きく影響を及ぼす可能性を自覚します。
- ⑦ 誹謗中傷や礼儀に外れた言い方を含む情報発信には十分留意し、意図する・しないに関わらず、自らが発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めます。
- ⑧ 自ら発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けます。
- ⑨ 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解が生じないように留意します。

4. 発信してはいけない情報

- ① 法令違反行為を肯定し、助長し、または煽る情報
- ② 人種、思想、信条による差別を含む情報、これらの差別を肯定し、助長し、または煽る情報
- ③ 患者さん・ご家族・職員等の個人を特定できる情報（氏名、顔写真、疾患名、入退院の事実、これらを推測させる情報を含む）
- ④ 特定の政党・候補者を支持または排斥する政治的活動、宗教的活動に関する情報

5. 個人の立場でソーシャルメディアを利用する場合の留意点

- ① 誹謗中傷などがあった場合は、自分の判断ですぐに対応せず上司へ相談する。
- ② 職務に関する内容については、発信の可否も含めて慎重に取り扱う。特に所属組織を明らかにする場合は、その発信が組織の公式見解ではないことが明確に分かる記述を心がける。
- ③ インターネットにおいて、匿名性は必ずしも確保されないことを理解する。
- ④ 業務上必要な場合を除き、勤務時間中は利用しない。
- ⑤ 当院の名称や所属を明らかにして職務に関する発信を行う際は、事前に病院の許可を得るとともに、発信内容が個人の見解であり、当院の公式見解ではない旨を明記しなければならない。

2026 年 7 月制定

市立四日市病院 院長